

## 第13回金沢家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成22年5月27日午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

あねざきしょうこ，阿部和久，大島忠郁，奥野美彌子，北川善昭，坂本英之，  
建石直子（委員長代理），平林慶一（委員長），松井直，宮西香，本山直美，  
吉野幸枝（五十音順，敬称略）

#### (2) オブザーバー

吉田豊（少年事件担当裁判官）

#### (3) 事務担当者等

小峰首席家裁調査官，保母次席家裁調査官，伊藤首席書記官，寺嶋事務局長，  
齊藤総務課長，七浦総務課長補佐，山田庶務係長

### 4 議事

#### (1) 委員長代理開会あいさつ

#### (2) 新任委員等の紹介及びあいさつ

#### (3) 委員長互選

平林委員を委員長に選出

#### (4) 議事公開についての確認

議事の公開方法等については，従前どおりとされた。

#### (5) 本日のテーマ「少年事件における保護的措置を巡る問題」について，委員長から趣旨説明

#### (6) 配布資料

ア 少年事件の終局決定について（レジュメ）

イ 金沢家裁における保護的措置について（レジュメ）

ウ 少年審判について（リーフレット）

#### (7) 事務担当者による説明

ア 少年事件の終局決定について

イ 金沢家裁における保護的措置について

(8) 意見交換

(発言者 / 委員長, 委員, オブザーバー, 事務担当者)

事前に配布した別紙話題事項をもとに委員から意見を伺った。

新しいタイプの保護的措置には、単に訓戒、指導だけでなく、講習型、社会参加型などがあるという話であったが、この振り分けについて、犯罪類型によるのか、少年の持つ問題性に着眼して行うのかなどという観点から見ると、少年非行における保護的措置はどんな考え方で運用されているのか説明願いたい。

少年自身のコミュニケーション能力や対人関係能力が低いような場合は、これまでのような説諭ではなく、体験型のボランティア活動に参加させたり、保護者や石川家庭少年友の会(以下「友の会」という。)の会員と共同参加をさせたりして対話能力の活性化を図っている。

体験型の保護的措置としてはグループワーク型、講習型、社会参加型という3つの処方がある。このうち、グループワーク型にはロールプレイを取り入れており、保護者が話し合う保護者会や、金沢ではまだ例はないが、親子合宿というものがある。講習型については、例えば「万引き被害を考える講習」、「交通講習」、「自転車盗の被害を考える講習」、「大麻や薬物関係の講習」などがあり、後者2つについては、今後金沢家裁においても準備を進める予定である。社会参加型については、ボランティア活動として清掃活動や社会奉仕の委託といった活動を行っている。

それらは、少年の問題性に着眼して分けるのか。

保護的措置の対象となるのは、審判不開始、不処分となるような少年だが、これらは少年事件全体の7、8割を占めている。少年への措置が周りから見ても分かりやすいよう、体験型の措置を行うようになった。更に、最近では、最終処分の前に中間処分として行われる在宅試験観察中の少年も保護的措置の対象とすることがある。

審判のプロセスの中で、家裁調査官や裁判官が教育的な関わりを持っていることを感じることはあるが、審判不開始の場合の保護的措置は、弁護士として関わる機会がないため、ピンとこないところがある。例えば、万引きなどの事件はグ

グループで起こされることが多いと思うが、グループの少年に同じ講習を受けさせるのか、それとも同一グループは別々に扱うのか、お尋ねしたい。

共犯関係は余り意識していない。大体同じところに送致されるので、同じ講習を受けることもある。共犯は隣席にならないような配慮をする程度である。集団万引きについては、保護者、学校も含めて対応している。共犯関係だけを集めて講習会を開催し、グループワークに重点を置いたり、保護者会を行ったりすることもある。

裁判所は、基本的にこのような保護的措置を執ることによって、比較的軽微な事案については、保護処分までしないことを目指しており、そのような自信を持ってやっているわけだが、委員の方で保護処分をしなくて大丈夫なのかというような疑問はあるか。

保護的措置を行った場合の再犯の有無について、データがあれば教えて欲しい。

保護的措置の効果はあると考えているが、対象少年が違うこともあって、横の比較はしにくい。金沢家裁では、審判不開始となる前提で万引き被害を考える講習を受けた少年の再犯率について調べたものがある。いずれも平成20年2月現在の再犯数であるが、平成17年に29人講習等を受け、再犯が6人、再犯率は20.7%である。この再犯には、窃盗、遺失物横領、安全運転義務違反も含まれている。平成18年は30人講習に参加し、再犯が5人、再犯率は16.7%、平成19年は6人が講習を受け、再犯は0という結果である。

また、大阪家裁で行っている親子合宿の事案で、平成14年から平成20年12月までに43人が参加して、うち15人が再犯、再犯率は34.9%というものがある。しかし、金沢では不処分、不開始の少年が対象なのに比べ、大阪の親子合宿は在宅試験観察中ということで少年院へ行くかもしれない少年も含まれておりデータの単純な比較はできないと思われる。

再犯率20%程度というのは高い数字なのか。少年事件に限らず、一般的に見た場合に20%程度というのはどうか。

高いとはいえないと思う。成人事件だともう少し高いと思われる。

成人事件について言えば、刑務所に初めて入る場合に比し、再犯者の再犯率は50%以上である。これからすれば16%から20%程度の再犯率は高い数字ではないと思う。誤ちを犯しても、逆に8割の人達は立ち直っていると私は理解し

たい。むしろ不処分，不開始の場合には必ず保護的措置を執るのか聞きたい。

不処分，審判不開始の中には，被害額が1万円以下のような軽微事件，つまり簡易送致も含まれる。簡易送致の事件は，保護的措置として書面での通知は行いが，いわゆる体験型の保護的措置は行っていない。

全く働きかけがないということはないのか。

簡易送致を除いたものほぼ全てに体験型の保護的措置を行っている。

簡易送致の事案については，手続に乗らないので保護的措置を受けないが，警察，検察庁の手続を経て家庭裁判所の手続に乗ってきたものは，大体保護的措置を講じることになるということでしょうか。

そうである。

保護的措置について効果はあると思うが，その効果の少ない少年，要注意の少年などへのフォローは可能か，また，金沢が独自で行うことは可能か。

問題性が見立てがきちんとできるのか，また，見立てができたとする，一般的類型ではない何らかの手厚い措置が執れないかという話だと思うが，見立てがきちんとできるのかは難しい問題である。

昭和58年をピークに少年事件は減少している。少年事件の新受人員としては，平成16年は25万8000人，平成20年は17万3000人と33%減少した。少年事件の減少に伴い，保護的措置も数を集めてのものから，個別的な対応の講習型，体験型へと変わってきている。

マスコミの取材対象は検察官送致の事案である。保護的措置を講じた場合の再犯率が20%程度とのことだが，再犯者が2割いることの問題点は検証されているのか。

今，各庁で検証作業をやっているところである。

少年が体験型の保護的措置を受ける場合，その必要性を理解した上での参加が大切であると思うが，その動機付けはどのようにしているか。

保護的措置は，再犯防止を目的としているが，もう一つの目的として対人関係能力の向上というものもあり，それら目的については親に対しても面接の中で家裁調査官や書記官が指示，教示している。

審判も裁判であるため，裁判の独立の問題もあることから，各裁判所が情報やデータを共有化したり，全国的にシステム化したりすることは今まではなかった。

最近はそれらを持ち寄って、よりよい適切なあり方を探ろうという動きがある。

再犯について、例えば万引き被害を考える講習を受けて万引きはいけないというのは分かったとしても、その少年が今度は交通事犯を犯すことがある。万引きをしたから万引き被害を考える講習を受けるというのではなく、少年の特性に応じたプログラムを検討できないか。

万引きは非行の徴表の一部として出てきているものであって、内面の問題性を含めた少年の全体を見るべきではないかとの意見で、もっともだと思うが、これについてはどうか。

先ほどの説明スライドでは少年の感想がすんなり出てきているが、文章力の低い少年もいるのではないか。

また、少年の非行が減っているのは良いことだが、不登校や引きこもりが増えている面もある。少年の心との間にずれがあるということである。少年の心を丸ごと受け入れてやるような受け皿としての態勢が必要なのではないか。講習を受けて、再犯の可能性が少なくなったから終わりというのではなく、誰かが近くにおいて、保護者とも連絡が取れるような態勢がよい。ずれが生ずることであるんな事が起きている。犯罪の中にもそのようなことがあるのではないかと思うが、どうか。

説明で示した感想文は確かに文章力も表現力もある少年のものを選んだが、中には1行しか書けない少年もいる。量をたくさん書く少年はそれほど多くはない。感想文を基にフォローすることを試みており、書きっぱなしで終わるわけではない。

万引きがいけないということは分かって、そこからルールを守ることの大切さにまで広がっていかないのが再犯する少年の特徴である。また、少年が誰からも理解されないと思っている場合にはそれを救ってやるのが大切だと思う。万引きをした少年についても体験型の保護的措置をするのもよいかと今思っているところである。

万引きに限らず、先ほど委員が述べられたような問題のある少年の場合には現在どのような保護的措置を行っているのか。

現在は老健施設で社会奉仕体験をしたり、乳児院の手伝いをしたりしている。これらの関わりを通して、自分の力でやり遂げた体験を積んでもらい、自信を持

ってもらようようにしている。

老健施設などでの社会奉仕活動については、他庁では少年だけで活動している例が多い中、保護者や友の会も含めて行っているところが金沢のユニークかつ効果的なところだと思う。非行や再犯防止を考えると、家庭や保護者との関係が大切であるため、より根が深い少年の場合には保護者と共に行うことを考えていきたい。保護者への働きかけは、平成12年に少年法25条の2に保護者に対する措置として明文化されたが、これにより裁判官から保護者に対して問題点を指摘したり、悩みなどを言い合える会を金沢家裁でも行ったりしている。

さきほど言われた少年についてはどのような手だてがよいと考えるか。

その少年自身も傷ついているので、少年の心をしっかりと抱きしめることが大切だと思う。カウンセラーや臨床心理士などの専門家と共に家庭のあり方から見直し、少年の背景事情までを的確に見て指導してもらいたい。

事件を起こした少年は、審判手続を通してすごく変わることがある。中には事件をきっかけに親子関係を見直し、ぎこちないけれどもお互いの心に響き合っていると感じるようなときもある。そのような少年が立ち直るためのきっかけやプロセスの中の一つとして家裁調査官の関与とか保護的措置があると思うので、少年、保護者に関わる機会を増やしてもらいたい。感想文の文面からだけでは本心が読み取れないこともあるが、直接話してみると回数を経るうちに、少年にも親にもこちらが見直すような面が出てくることもあるので、そういうところを引き出しながら家裁調査官に関与してもらいたい。

カウンセリングの手法の一つとして、ピア（Peer）カウンセリングというものがある。これは、同じ境遇、環境の仲間同士が、体験活動、グループワーク、ロールプレイを行うことによって、上から目線での指導ではなく、互いに自分を見つめ直したり、連帯感を持ったりすることで、自ら問題点に気づかせるというものである。コーディネーター、ファシリテーターが道筋を作りながらも、流れは少年達に任せるので、時間はかかるが、このように、自ら気づく経験は大切ではないかと思う。

私が知っている会社で、二つの仕組みによって明るく雰囲気の良い職場となっているところがある。一つは、会社として就業時間内に掃除に取り組むことで、小さな事にも気付くようになることである。もう一つは、例えば、自動ドアでな

いために来客時にドアを開けてあげるようなことであるが、客から感謝される、その感謝される経験から仕事をするのが楽しくなり、良い会社になっていくという流れが作られている。体験型の保護的措置は、方法としては非常によいと思うが、長い時間と回数が必要である。1回のみではなく、いかにプログラムの的になっていくかが重要だと思う。親との関係についても、親に感謝する関係にならないと克服はできないと思うので、人として大きくさせないといけない。知識だけでは人は変わるの難しいのではないか。

また、私はPTA会長をしていた時、校長先生と一緒に4年半、毎朝小学校前であいさつをしていたことがある。半年経つと子供たちもあいさつをするようになり、1年経つと笑顔になっている。あいさつの影響かどうかは分からないが、学習の面でも平均点が上がり、どんどんいい学校になっていった。裁判所でやるべき事かどうかは分からないが、結果的には継続してやっていくことが大切なのだと思う。

裁判所が関われるのは、送致から判断までのごく短い期間であるが、今話されたことは大切なことだと思う。

保護的措置を講じる時点で外部のカウンセラーを入れるなどして、裁判所の手を離れるときにそれらの者に引継げないか。最初の段階から関わるのが可能であれば長い時間をかけて対処できるのではないか。

裁判所が直接関与できるのは処分までで、処分を終えた後、裁判所がこれを取りなさいと命ずることはできない。費用面等からかなり難しいとは思いますが、民間とリンクさせることが可能であれば効果的かと思う。

先ほど出てきた友の会とはどのようなものか。少年の活動に相応しいのか。

友の会とは、民事、家事調停委員を母体とし、少年の立ち直りを支援している団体である。昭和40年代に東京などから始まり全国的に広がり、金沢では平成20年に立ち上がった。今は、全家裁に対応した家庭少年友の会が結成されている。講習で安全教育をしてもらうほか、大人としての上から目線ではなく、一般のおじさん、おばさんの目線で一緒に清掃活動、社会奉仕活動に参加してもらうなどしている。事件として係属している少年の立ち直りを支援するものとして、同会の会則上定められており、少年のプライバシー保護のため、守秘義務もある。

裁判所は事件に関わる国の権限を行使する者として関わっており、事件が済ん

だら関わることはできないという限界がある。

少年が非行に走った原因や環境，家庭，友人関係が分からないと，少年と関わっていくことは難しい。ボランティアで老人，子供たちと接触して感情がよみがえっていることは評価できるが，そういう態勢を継続していく何らかの仕組みがどこかで必要ではないかと思う。

社会にも再非行防止に向けた受け皿が必要である。限られた中で継続的に関わるのは難しくても，姿勢は教えられるのではないかと考える。

私が主として接するのは非行の進んだ少年であるが，家庭 親に問題があって，子供が被害者の場合が多い。年齢が低いほど親の責任は重大だという感想を持っていたので，同じくらいの時間を割いて，少年だけでなく保護者も一緒に参加させ，子供との接し方を勉強させることが大切だと思う。

児童養護施設や自立支援の施設で携わった経験から見ると，家庭で親子関係が崩れたことが原因で施設にいるような場合には，自立そのものが困難になってくる。せっかく親子と一緒に活動しているのであるから，元気なうちから親がいつも寄り添い，見守っているような関係を維持できるような働きかけができないかと思う。

少年審判の場合には，裁判官は家裁調査官と連携を取りつつ審判に向けて取り組んでいる。審判時は，基本的に保護者に同席してもらうようにしている。明らかに保護者や家庭に問題のあるときは，保護者の家庭における接し方の問題なども指摘して話をするようになる。少年だけでなく，親に対しても分かってもらえるよう話をするとか，場合によっては少年をいったん審判廷から出して親だけに話をし，その結果を少年に伝えたり，親子と共に趣味などの話をしながら問題点を探したり，家裁調査官が同席の上，話をしてもらったりという工夫もしている。

再犯についてお尋ねしたいが，調査の中で再犯のおそれがある，なしの感じをつかめることはあるのか。

それはある。再犯防止に向けた調整を受け付けない親もいるが，問題点として指摘した諸点が審判過程で明らかになり，親子がそれを理解することがある。

弁護士が付添人をするときも同じで，少年との関係もさることながら，親との対話に時間を割いたりして力を入れている。親の気持ちに変化が出て，親子間で気持ちが伝わる形で話ができるようになると大体大丈夫である。継続的に関わる



という面では、弁護士が一番自由な立場で行える。審判後も手紙のやりとりなどがある場合もあるので、こういったことも見守りの一つの方法かと思う。保護的措置の対象となる不処分等のケースで、弁護士が関わってフォローも可能というような例はあるか教えてもらいたい。

在宅試験観察時に弁護士が関わっているような場合には、弁護士のところへ定期的に行くように勧めたり、弁護士にも裁判所へ来てもらい状況を説明できたりした例もあったが、すぐに不処分や不開始になるようなケースでは難しい。

在宅試験観察の場合は、弁護士も割と少年との関係が密になったり、親との関係も築くことができたりしてそれなりの関わりも可能かと思うが、そうでないときはどの程度関われるのかと思う。

少年に付添人が付くケースというのは、親に二つの大きなタイプがあると思う。一つには子供と親の関係を真から見直して子供をどうしていこうかと考えて付ける場合と、もう一つは親が自分自身の体面から少年の処分を軽くしてもらうために付ける場合がある。不処分となるような軽微な事件で付添人を付けるケースはほとんど前者の場合だと思うが、この場合は保護的措置も効果的で再犯がほとんどないと思われる。一方、体面上から付添人を付けるようなケースは、処分を軽くするための資料がたくさん出されることが多いのだが、このようなケースでは、逆に再犯を犯すことが多かったという記憶がある。審判に関係する者としては、基本的には少年に騙されてもいいから、少年の立ち直りに期待して再犯を犯させないという姿勢で処分を決めているのがほとんどだと思う。

(9) 委員長閉会あいさつ

## 5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成22年11月25日(木)

(2) テーマ

未定